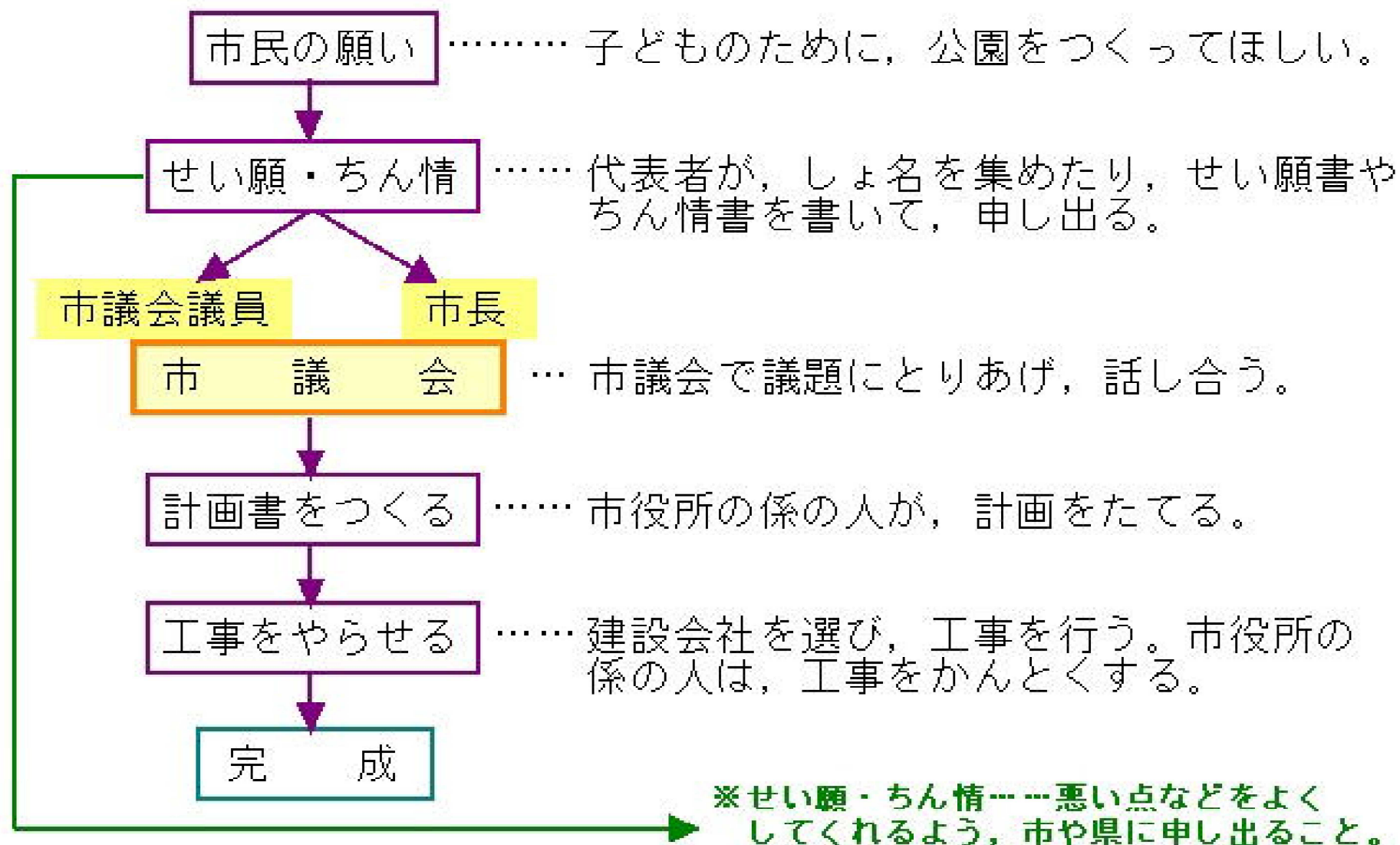


公園が出来るまで (1)



行政ってなに？

市民（わたしたち）は，くらしを豊かにするために，いろいろなねがいや問題をもっています。その中には，自分ひとりの力だけでは，どうにもできない願いや問題があります。こうした，社会全体の願いをかなえ，問題を解決していくことを「行政」といいます。



市の行政は，その市に住む人（市民）の願いや問題を取りあげて，市議会で話し合い，豊かで住みよい市をつくっていくことをめざしています。

市は，たくさんの仕事を早く正確に行うため，計画をたて，仕事を分たんしています。



せい願・ちん情

○ 市民は、願いをかなえるため、代表者を出し、せい願書・ちん情書を書いたり、しよ名を集めたりして、市議会議員や市長、または市議会の事務所にさし出します。

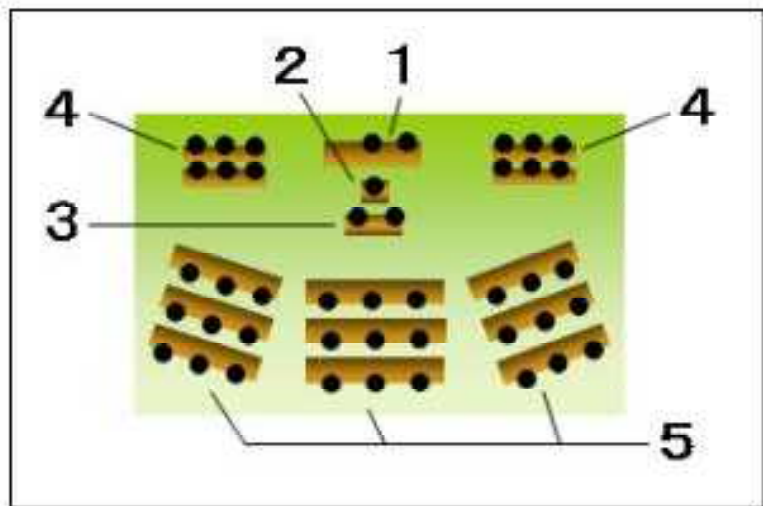
★せい願・ちん情……やってほしいことや、今よりよくしてほしいことを願い出ること。

- ・公園をつくってほしい。
- ・駅前に自転車置き場をてつくってほしい。
- ・もっともののねだんを安くしてほしい。
- ・もっと道路のはばを広くしてほしい。……など



こうしたちん情は、かならず市議会できりあげて話し合うよう、市のきまりで決められています。

市議会のようす



＜市議会場の例＞

- 1 議長と副議長
- 2 せい順一ちん情の説明をする人
- 3 書記(会議の記録をとる人)
- 4 市長や市役所の代表の人
- 5 市議会議員

市議会では、市民から出された多くのせい願・ちん情のうち、どれをとりあげるかを話し合って決めます。市民からのせい願・ちん情を受けた市長や市議会議員は、2の場所に出て、その内容を説明します。最後に、議長は多数決をとり、とりあげるせい願・ちん情を決めます。

公園ができるまで (2)

◆ 計画書をつくる

市議会で，公園をつくることが決まる



市議会の議長が，市長に報告する



市長が市役所の係の人に，作業を始めるよう，命令を出す

○ 建設部の仕事→公園緑地部や都市整備部で，この仕事をやっている市もある

- ・公園をつくる場所を調べて，計画書をつくる
- ・公園をつくる土地を買いとって，市のものにする
- ・公園の工事をする建設会社を決める
- ・工事が計画どおりに進んでいるか，かんたくする



公園ができるまで (3)

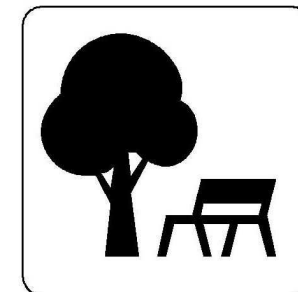
公園の完成

工事が終わると、市役所の係（建設部）の人や、市議会議員が公園を見て、計画書どおりにつくられているか、便利で安全にできているか、市民の願いにかなうようにつくられているか、などを検査します。その検査に合格すると、市民は公園を使ってもよいことになります。

公園をつくる費用は、税金から

市民は、市に税金をおさめています。市では、その税金を使って市の仕事をしたり、市のしせつ（公園・学校・道路など）をつくったりします。大きな公園をつくるときは、県や国のお金を使うこともあります。

公園の使われ方



● 市民のくらしと公園

・このようにしてできた公園は、いろいろなことに使われている。

- ・ 子どもの遊び場
- ・ 市民の体けい・散歩
- ・ 町や村のおまつりの会場
- ・ 町内の運動会
- ・ 地しんの時のひなん場所
- ・ 町内のラジオ体そう

つまり、公園は、市民のために役立っている。

- ・ 生活にゆとりをあたえる
- ・ 健康を守る
- ・ 町内の人どうしの結びつきを強くする
- ・ 災害の時の安全を守る

公民館

公民館（コミュニティセンターとよんでいるところもある）

地いきの人が集まって相談をしたり，学習したり，楽しんだりするためにつくられたしせつ。

公民館では，人々のくらしを豊かにするために，いろいろな会合や行事が行われている。

- ・ 青年学級……働いている青年を集めて，実際の生活に役立つことなどを教えるために，市が開いている学習会
- ・ 市民学校……市民のしゅみや学習のために，市が開いている講習会
- ・ いろいろな行事……市民文化祭・市民音楽会など・

公民館のはたらき

- ・くらしを高めるために

町内会の話し合いが聞かれたり，野菜づくりの講習会や，とれた野菜の品評会が聞かれたりします。

また，健康相談や交通安全講習会などが聞かれ，人々のくらしを高めるために役立っています。

- ・楽しみやしゅみのために

料理教室やダンスなどの講習会，しょうぎクラブや市民合唱団などがあります。

- ・知識を増やすために

青年学級や市民学校，市の歴史を勉強する会などがあります。



市や県のいろいろなしせつ

- 人々のくらしを高めるためのしせつが、いろいろある。

★市や県の政治を行うしせつ

市役所（区役所）^{けんちょう} 県庁 ^{とちょう} 〔都庁・府庁・道庁〕 など

★学んだり，知識を豊かにするしせつ

市（県）立の学校 図書館 博物館 美術館
歴史資料館 体育館



★集会・もよおし物をするしせつ

市民会館 県民ホール 文化会館など



★人々の生活を守るしせつ

市〔県〕立病院 保健所 老人ホームなど



市や県のしせつでは

★ 市や県のしせつには，使う人の便利を考えて，いろいろな設備が用意されています。

- ・ **ちゅう車場** 遠くから車で来る人のため
- ・ **保育室** つれてきた赤ちゃんをあずけて，読書やスポーツに集中できるようにするため
- ・ **シャワー室** スポーツをしてかいたあせを，流すため
- ・ **コピー室** 本や資料の一部を写すため

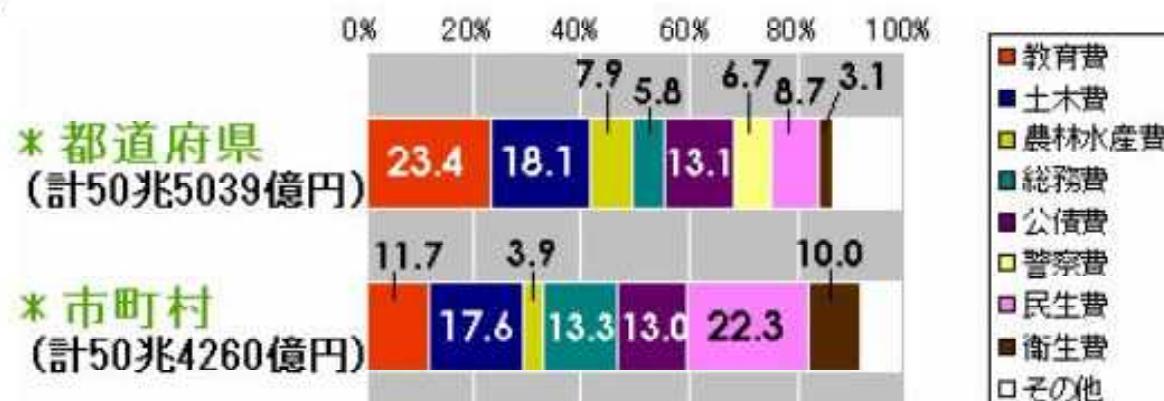
また，しせつには，それぞれのせんもん知識をもった人がいて，利用する市民の手助けをしてくれます。

- ・ **司書（図書館）** 本や図書館の勉強をして，免許^{めんきょ}をとった人
- ・ **スポーツ指導員〔体育館〕** 体育の勉強をした人が，人々にスポーツを教えたりする。
- ・ **学芸員〔博物館など〕** 博物館の仕事をしてしながら，研究をする人

税金の使われ方

- 国や都道府県・市町村の政治は，住民がおさめる税金によって行われている。

(2003年度「^{じょうきょう}地方財政の状況」から)



教育費……学校の設備を整える。住民のための体育館をつくる。

土木費……道路を広げる。てい防をつくる。

民生費……年をとったり病気になったりして，生活にこまっている人を助ける。

多くの人々の願いが国の政治にとどくまで

工場から出るけむりで大気がよごれ、市民がぜんそくで苦しんだり、洗たくものが黒ずんだりする。

住民が日常生活をおびやかされている。

憲法は、^{けんぽう}すべての国民は安全な生活を送る^{けんり}権利をもつと定めているから、これは憲法に反することになる。

公害のひ害者が、国に対して、公害のとりしまりを求める運動を行う。

住民運動は、工場に対しても行われる。

公害に対する世の中の声^{こゝろ}が高まり、ひ害者の運動を応援する。

世の中の声（世論^{よろん}）がひとつにまとめられていくには、テレビ・ラジオ・新聞などのマスコミのはたらきが大きい。

国が公害の実態を調査したり専門家が意見を聞いたりして、話し合い、公害対策^{たいさく}を立てる。

国はしんちょうに調査し、話し合って、必要と認めた場合には対策を立てる。

民主主義とは、地方自治とは

民主主義とは……国民に^{しゅけん}主権（国の政治のやり方を決める最高の力）があるという考えにもとづいて、国民の幸福のために、国民の手によって行われる政治のこと。

民主主義による具体的な政治

国民の話し合いによって行われる。国民は、自分たちの中から代表を選び（選挙）、その代表者が議会で話し合う。

地方自治とは……ある地域^{ちいき}の住民が、その地域^{ちいき}にあった政治を行うこと。都道府県や市町村で行われ、住民にとって最も身近で、参加する機会が多いものだ。

国会・内閣・裁判所のしくみとはたらき

国会

りっ ぽう けん ほう り つ
立法権＝法律をつくる

- ・衆議院と参議院からなり，議員は国民によって選ばれる。
- ・予算を決める。条約を承認する。内閣総理大臣を指名する。

内閣

ぎょう せい けん ほう り つ
行政権＝法律にしたがって政治を行う

- ・内閣総理大臣が最高責任者で，1府11省が行政にあたる。
- ・法律案や予算案をつくり，国会に提出する。

裁判所

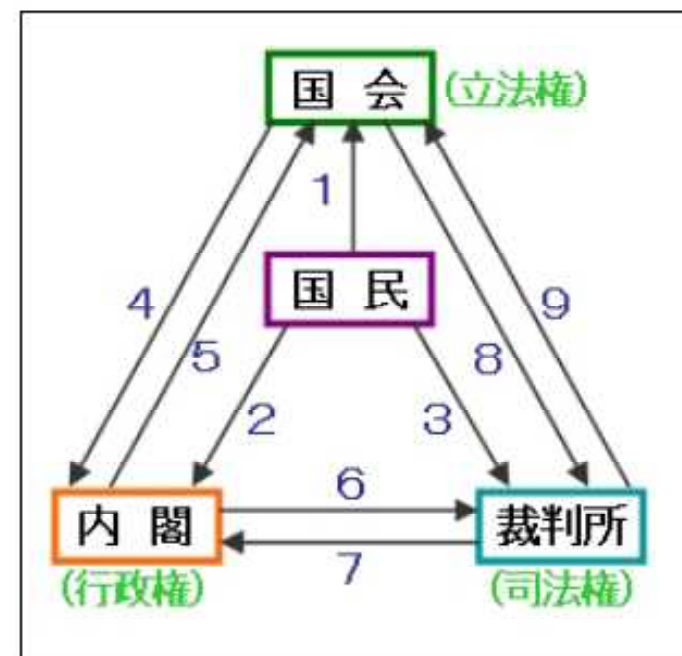
し ほう けん ほう り つ
司法権＝法律を守る

- ・法律にしたがって，争いごとを解決する。
- ・他の権力からはなれ，法律と良心にもとづいて仕事を行う。

三権分立

★ 三権は、おたがいにいきすぎがないように、はたらいっている。

- 1 衆議院・参議院の議員を選挙する。
- 2 国民の世論を受け入れる。
- 3 最高裁判所の裁判官を審査する。
- 4 内閣総理大臣を指名する。
- 5 内閣をやめさせる。
- 6 衆議院を解散させる。
- 7 内閣の命令などが憲法に反していないか、審査する。
- 8 最高裁判所の長官を指名する。
- 9 裁判官をやめさせるための裁判を行う。
- 10 法律が憲法に反していないか審査する。



日本国憲法前文から (1)

- 日本国憲法^{けんぽう}は、前文と11章103条の条文からできている。

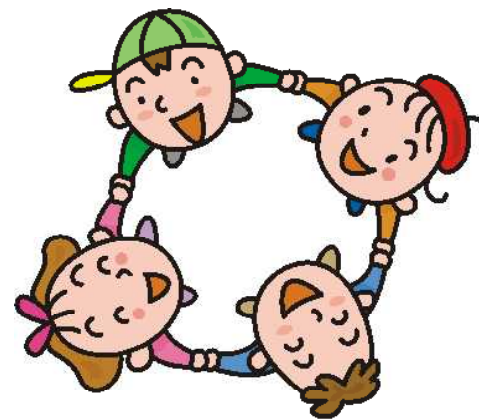
日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍^{さんか}が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法^{けんぽう}を確定する。

わたしたちと子孫の幸福のために……

- * 世界の国々と心を合わせて、なかよくしよう
- * 自由と民主主義をたいせつにしよう
- * むごたらしい戦争が二度と起こらないようにしよう



こういう願いから憲法^{けんぽう}がつくられた。



日本国憲法前文から (2)

- ◆ 日本国憲法の前文は、^{けんぽう}憲法が^{けんぽう}どういう考えからつくられているかを示している。

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、

われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、

政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、

ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

国民の代表者の話し合いによる政治——これは、民主主義による政治のこと。

世界の国々と親しく交わり、国内を自由で満たすことが、わたしたちと子孫を幸福にする、といっている。

日本国憲法は、^{ひさん}悲惨だった第二次世界大戦を反省して、つくられたものである。

基本的人権

◆ 基本的人権の尊重は、憲法の大きな柱である。国民は、他の人々を尊重しながら権利を正しく使い、義務を果たさなければならない。

基本的人権＝人間が生まれながらに持っている権利

- ・人間らしく生きるための権利
- ・だれもおかすことができず、だれにもおかされない永久の権利

〈国民の権利のいろいろ〉

- ・自由権…思想・学問・職業の自由など
- ・平等権…男女の平等など
- ・社会権…教育を受ける権利など
- ・参政権…政治に参加する権利

〈国民の義務〉

- ・子どもに教育を受けさせる義務
- ・仕事について働く義務
- ・税金を納める義務

日本国憲法の成立まで

- | | |
|--------------|--|
| 1945年（昭和20年） | ポツダム宣言 ^{せんげん} を受け入れ，第二次世界大戦での敗戦が決まった。 |
| 1946年（昭和21年） | 戦争 ^{ひさん} の悲惨さを反省し，民主国家をつくるため，大日本帝国憲法 ^{ていこくけんぽう} をおおはばに改正して，11月3日に日本国憲法 ^{けんぽう} が公布された。 |
| 1947年（昭和22年） | 5月3日，日本国憲法 ^{けんぽう} が，大日本帝国憲法 ^{ていこくけんぽう} にかわって施行 ^{しこう} された。 |

市の仕事

- 学校の給食のこんだてを決める。→給食のこんだてを決めるのは、市の教育委員会の仕事。中には、市の給食センターで給食をつくって、学校に配っている所もある。
- 老人ホームや児童公園をつくる。→老人ホームは、ふくし部が計画し、土木部が工事する。
- 保健所で市民の健康しんだんをする。→保健所は、市民の健康を守るため、健康しんだん・予防注^さしゃ・議習会など開いている。
- 公園にベンチを置いたり、花や木を植えたりする。→公園のブランコや木は、市のもちものである。
- 生活にこまっている市民に、お金やものをあげて生活を助ける。→これを「生活保護」という。ふくし部の大きな仕事。
- ごみを集めて、ごみしより場でしまつする。→市のせいそう車が、ごみを集めて回っている。



市のしくみ (1)

〈東京都武蔵野市の場合（1）〉

市にはいくつかの委員会があり，仕事を行っている。

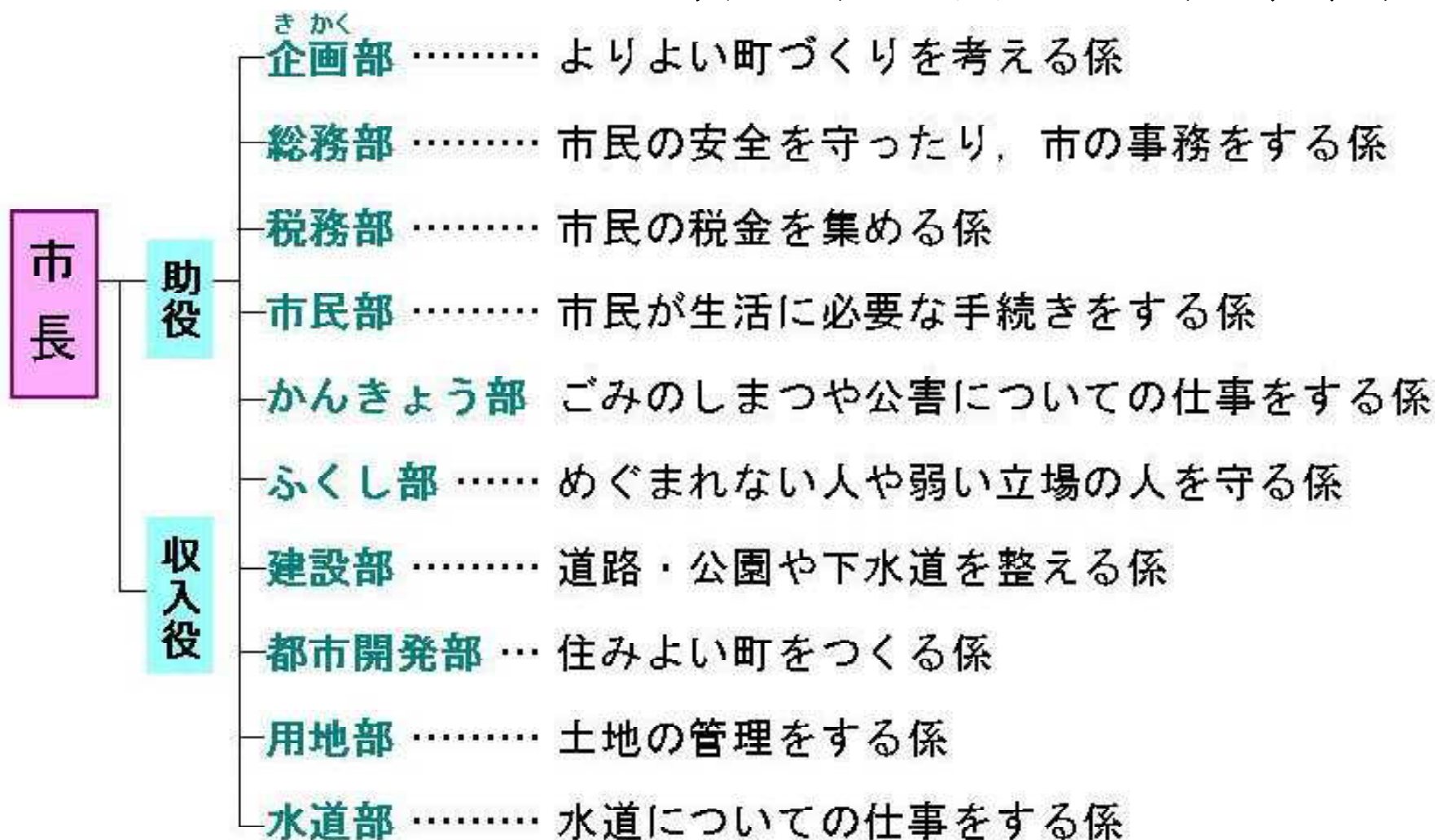
- ・教育委員会 市立の学校・図書館・体育館に関する仕事をする。
- ・選挙管理委員会 市長・市議会議員の選挙の仕事をする。

市議会の仕事

- ・市では4年ごとに選挙をして，市民の中から代表者（市議会議員）を選ぶ。市議会議員は市議会を開き，市が市民のためにどんな仕事をすればよいか，市役所の代表の人と話し合って決める。市議会が決まった仕事を行うのは，市役所の仕事となる。

市のしくみ (2)

〈東京都武蔵野市の場合 (2)〉



市の三役

★市長・助役・収入役^{しゅうにゅうやく}の3つを，市の「三役」という。三役が，市の仕事の責任をもつ人たちである。

市長……市の最高責任者で，市議会で決めたことを，市役所の係の人に命令して，行わせる。

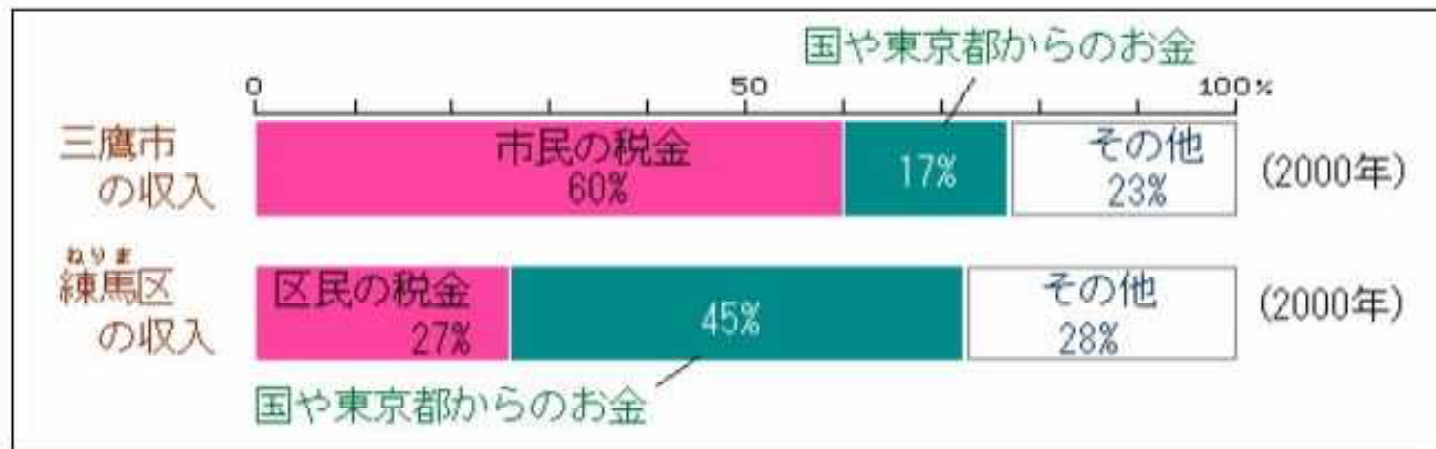
市長も，市議会議員と同じように，4年ごとの選挙で選ばれる。

助役……市長の仕事を助ける。

収入役^{しゅうにゅうやく}……市のお金の出し入れをする。

市の収入

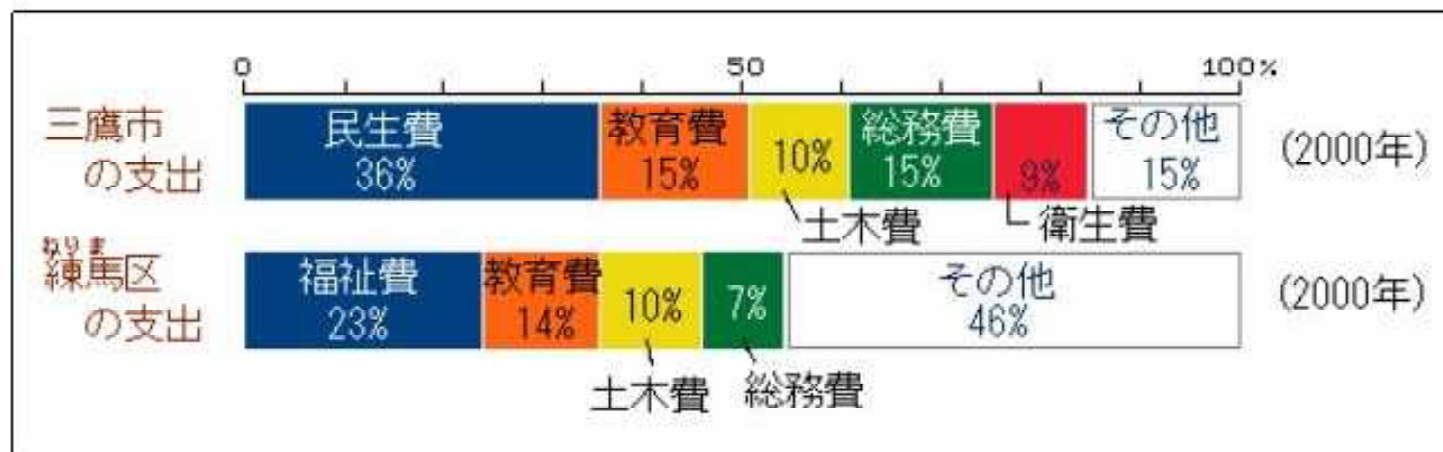
市の仕事を行うため，市民から集めた税金が使われる。
 三鷹市では，市の収入の半分以上は，市民の税金である。



市の支出

こんどはお金の使いみち（支出）を見てみる。

^{み た か し}三鷹市の場合，公園や道路をつくるのに使う土木費や，市役所を直したり，消火しせつをつくるのに使う総務費が多い。



- お金の使いみちは，市によって，少しずつちがう。

県庁のしくみとはたらき

さいたま
＜埼玉県の場合＞

県知事

副知事

出納長

- ^{きかく}企画財政部 … 県の仕事の計画をたて、お金をあつかう係
- 総務部 …… 県庁の仕事などを行う係
- かんきょう部 公害を防ぐ仕事をしている係
- 生活ふくし部 生活の助けを求めている人をささえる係
- 衛生部 …… 県民の健康を守る仕事をする係
- 商工部 …… 県の産業をさかんにする仕事をする係
- 農林部 …… 県の農業を守ったり、林を守る係
- 労働部 …… 県内で働く人をささえる係
- 土木部 …… 道路・公園をつくったり、整備する係
- 住たく都市部 県民用の家をつくり、町づくりを考える係

県議会・県知事のはたらき

県議会……………県の仕事は、**県議会**で**県議会議員**が相談して決める。

県知事の仕事…**県知事**は、**県の最高責任者**である。県知事は、県議会
決まったことを、けんちょう県庁の係の人に命令して、行わせる。

条例……………県の仕事がかどるように、県議会では、その県だけで
使える決まりつくることができる。これを**条例**という。
ただし、国のきまりやほうりつ法律にそむくような条例はつくれ
ない。

